

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和6年2月1日（令和6年（行情）諮問第116号）

答申日：令和8年5月1日（令和8年度（行情）答申第84号）

事件名：査証経同等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる38文書（以下、順に「文書1」ないし「文書38」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年10月27日付け情報公開第01637号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求に係る処分の内容

審査請求人の開示請求に関する、令和5年10月27日付けの「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（情報公開第01637号）において、別表1の番号2により不開示とされた部分。

イ 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、令和3年1月5日受付で、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の行政文書開示請求を行った。これに対して外務省は、令和3年2月4日付け（情報公開第02281号）で、該当文書を作成・取得していないとして不開示決定を行った。

その後、審査請求人は、そのような文書が存在しないと考えるのは社会通念上極めて困難であるとして、令和3年2月5日付けで当該処分の取り消しを求める審査請求を行った。

この審査請求に関し、情報公開・個人情報保護審査会は令和5年8月10日付け（情個審第3029号）で、「特定の国・地域に滞在歴がある外国人について、特段の事情がない限り上陸拒否の対象とする旨の累次の閣議了解にある「特段の事情」により、令和2年1月から同年9月までの期間において入国を許可された外国人に係る査証発給申請書」を外務省は特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである旨の答申を行った。

これを受けて外務省は10月27日付け（情報公開第01637号）で改めて開示決定を行い、査証経伺など38件の文書の開示決定を行った。しかし、これらの文書はほとんどが不開示部分に該当するとして黒塗りの状態であり、実質的には開示されていないに等しい状態であった。

このような外務省の行為は、情報公開・個人情報保護審査会の答申の趣旨・内容を著しく軽視・没却するものであるし、社会通念上も到底受け入れられるものでないことは言うまでもない。このため、審査請求人は再度の審査請求を行うに至った。

ウ その他

審査請求人が他に行った審査請求について、外務省が情報公開・個人情報保護審査会への諮問に2年半以上もの時間を要した事件が起こっている。このような運用が法の趣旨や確立した運用に反していることは明白であり、またこの件について外務省は審査請求人の抗議を無視する状態が続いている（資料省略）。

本件審査請求については、開示請求に係る審査請求について一般的に期待されるように、受領後30日以内には必ず情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するよう、強く要請するものである。これは言うまでもない当然のことであり、このようなことをあえて書かなければいけないこと自体が、非常に残念である。

(2) 意見書

本件開示決定において、外務省は複数の理由に基づく一部開示決定を行なった。しかし、おそらく別表1の番号2に該当するとして不開示となった部分は相当に広範であり、実際に審査請求人に開示された文書を見ればわかる通り、実質的には全面的に不開示となっている。文書の内容等を窺い知ることは、およそ不可能な状態である。

別表1の番号2として、外務省は「特定の個人に関する査証審査の具体的な内容に係る情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると同時に、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としている。しかし、そのような理由付けにおいても、市民の知る権利との関係から、不開示となる部分は合理的に

考えて必要最小限な範囲とするべきである。この点、外務省の主観的な判断のみでは、外務省が不開示とする部分を恣意的かつ過度に設定し、市民の知る権利を侵害している可能性を排除できない。したがって、情報公開・個人情報保護審査会にてインカメラ審理を行い、一部開示決定の範囲について合理的なものであるかどうかを、注意深く審査することを強く要望するものである。

なお、本件開示決定は、令和3年1月5日付けで審査請求人が行った情報公開請求に関して、令和3年2月4日付けで外務省が文書不存在として回答したのに対し、令和3年2月5日に審査請求人が審査請求を行った結果、令和5年8月10日に情報公開・個人情報保護審査会において本件文書を開示するよう決定が出されたのに従って、令和5年10月27日に外務省にて改めて開示決定がなされたものである。情報公開・個人情報保護審査会の審査の結果として、当初の外務省の決定とは反して開示を求められた文書について、再度実質的に全面的に不開示となる形で外務省が開示決定を行なっている経緯については、特段の注意が必要である。

このような開示決定への対応が通用するのであれば、外務省は情報公開・個人情報保護審査会の決定を実質的に骨抜きにできることになってしまう。これは法の趣旨・目的を逸脱し、情報公開・個人情報保護審査会の存在意義を著しく軽視するものであると考えられる。本件については、この点も踏まえた上で、公平な審査を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和3年1月5日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、「当省では該当する文書を作成・取得していないため、不開示（不存在）としました。」として不開示（不存在）の決定を行った（令和3年2月4日付情報公開第02281号。以下「先例決定」という。）。これに対して令和3年2月5日付けで審査請求があり、令和3年3月11日付けで情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問を行い（令和3年度（行情）諮問第73号）（原文ママ）、令和5年8月10日付けで答申を得た（令和5年度（行情）答申第242号。以下「先例答申」という。）。

先例答申を受け再度検討及び探索を行った結果、対象文書38件を特定し、当該文書を部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和5年12月31日付けで、本件対象文書について、原処分において別表1の番号2で不開示とした部分に対して審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分にかかる別紙の2に掲げる38文書（本件対象文書）である。

3 原処分について

原処分において、本件請求文書に関し、本件開示請求受付時点で、当該対象文書38件を保有していたことから、同文書をもって開示等決定を行ったものである。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「これらの文書はほとんどが不開示部分に該当するとして黒塗りの状態であり、実質的には開示されていないに等しい状態であった。このような外務省の行為は、情報公開・個人情報保護審査会の答申の趣旨・内容を著しく軽視・没却するものであるし、社会通念上も到底受け入れられるものでないことは言うまでもない。このため、審査請求人は再度の審査請求を行うに至った。」旨主張している。

(2) 原処分では、本件開示対象となった文書を一部不開示としているが、審査請求人が求める不開示とした部分は下記(3)のとおり法5条に基づき不開示とすることが適当である。

(3) 原処分で不開示とした部分について

別表1の番号2

特定の個人に関する査証審査の具体的な内容に係る情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条1号及び6号により不開示とした。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記4のとおり、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|--------------------------------|
| ① | 令和6年2月1日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月16日 | 審議 |
| ④ | 同年3月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和8年4月2日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、不開示（不存在）という処分を行った（先例決定）。

先例決定に対し、審査請求人は、本件請求文書の開示を求める審査請求を行った。

諮問庁は、上記審査請求に係る諮問を当審査会に行い、当該諮問に対する答申（先例答申）を踏まえ、裁決を行った。

処分庁は、当該裁決に基づき、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、別表1のとおり、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分において、別表1の番号2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表2の番号1に掲げる部分について

当該部分が記載された文書は、在外公館から外務本省宛てに送付された入国希望外国人の査証経向に係る公電であり、不開示とされた部分には、当該外国人の氏名、性別、国籍、生年月日、申請理由等が記載されており、処分庁は公電の一部を不開示としていることが認められる。

当該不開示部分のうち別紙の3(1)に掲げる部分を除く部分は、一体として当該外国人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

さらに、当該部分は、一体として特定の個人を識別できる情報であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3(1)に掲げる部分は、文末であることを意味する用語であり、公にすることにより、法5条1号及び6号のいずれにも該当するとは認められないことから、開示すべきである。

(2) 別表2の番号2に掲げる部分について

当審査会において、当該部分を見分したところ、当該部分は、入国希望外国人の査証申請書であり、当該外国人の氏名、顔写真、生年月日、出生地、性別、婚姻状況、国籍、ID番号、旅券種類及び番号、旅券発給地及び発給日、発給機関、有効期限、訪日目的、滞在期間、到着日、到着地、便名、本邦滞在先、前回の本邦滞在時期、現住所、電話番号、職業、勤務先、所在地、配偶者職業、身元保証人に係る情報、特記事項、申請日、署名等で構成されており、処分庁はその全部を不開示としていることが認められる。

ア 査証申請書の様式は、外務省設置法により査証発給事務を所掌す

る外務省により定められ、査証申請書は、外務省又は在外公館のウェブサイトに掲載されている。様式部分は、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとも、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

また、右上の機密区分も、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとも、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、様式部分及び右上の機密区分は、法6条2項の部分開示が可能であることから、法5条1号及び6号の不開示情報には該当せず、開示すべきである。

イ 別表2の番号2に掲げる部分のうち、様式部分及び右上の機密区分を除く部分は、一体として査証申請人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

さらに、当該部分は、一体として特定の個人を識別できることとなる情報であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表2の番号3に掲げる部分について

当審査会において、当該部分を見分したところ、当該部分は上記(2)の査証申請書の添付資料であり、処分庁はその全部を不開示としていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 査証申請書の添付資料は、公にすれば「特段の事情」が推認し得るものであり、「特段の事情」に係る査証審査における当局の着眼点が明らかとなることによって、今後、同種の審査において、査証発給を受けようとする者が、当局の審査上の着眼点を把握し、形式上の条件を整えた書類の提出や審査時におけるいわゆるそつのない対応等を可能にし、また、是が非でも査証の発給を受けようとするあまり、一部の申請者が申請内容を偽装するなどの違法又は不当な行為を容易にし、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) なお、添付資料の文書名についても、これを明らかにすることにより、当局の着眼点が判明することとなることから、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおり記載であることが認められる。

そうすると、当該不開示部分のうち右上の機密区分を除く部分は、これを公にすれば、「特段の事情」が推認し得るものであり、「特段の事情」に係る査証審査における当局の着眼点が明らかとなり、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどとする諮問庁の説明は、特段不自然、不合理であるとはいえない。

したがって、当該部分は公にすることにより、我が国の査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、右上の機密区分は、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとも、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、右上の機密区分は、法5条1号及び6号の不開示情報には該当せず、開示すべきである。

(4) 別表2の番号4に掲げる部分について

当審査会において、当該部分を見分したところ、当該部分が記載された文書は公電であり、処分庁はその一部を不開示としていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 当該部分が記載された文書は、外務本省から在外公館宛てに送付された査証指示に係る公電であり、不開示部分には、査証受給者の氏名、国籍、査証種類、滞在期間、許可番号及び在外公館に向けた指示等が記載されている。

(イ) これらを公にした場合、査証審査を行う上での具体的な着眼点、内部的な審査手法又は内部的な取扱いが明らかとなり、将来、査証発給を受けようとする者が、当局の審査上の着眼点を把握し、形式上の条件を備えた書類の提出や審査時におけるいわゆるそつのない対応等を可能にし、また、是が非でも発給を受けようとするあまり、一部の申請者が申請内容を偽装するなどの違法又は不当な行為を容易にし、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、当該部分は、上記アの諮問庁の説明のとおり記載であることが認められる。

そうすると、当該部分を公にした場合、査証審査を行う上での具体的な着眼点、内部的な審査手法又は内部的な取扱いが明らかとなり、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は、特段不自然、不合理であるとはいえない。

したがって、当該部分は公にすることにより、我が国の査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

令和2年1月初～9月末の期間において、コロナ禍による入国制限下にて「特段の事情」として入国を許可した外国人（日本人の外国人配偶者等、インターナショナルスクールの教師等の事例を含む）についての、すべての個別案件に係るすべての文書。

2 本件対象文書

- 文書1 査証経伺（第1044号）
- 文書2 査証経伺（第704号）
- 文書3 査証経伺（第1507号）
- 文書4 査証経伺（第1695号）
- 文書5 査証経伺（第1742号）
- 文書6 査証経伺（第816号）
- 文書7 査証経伺（第890号）
- 文書8 査証経伺（第1822号）
- 文書9 査証経伺（第1229号）
- 文書10 査証経伺（第2014号）
- 文書11 査証経伺（第953号）
- 文書12 査証経伺（第1949号）
- 文書13 査証指示（第54752号）
- 文書14 査証経伺（第330号）
- 文書15 査証経伺（第904号）
- 文書16 査証経伺（第1974号）
- 文書17 査証指示（第60429号）
- 文書18 査証経伺（第347号）
- 文書19 査証経伺（第2004号）
- 文書20 査証経伺（第2015号）
- 文書21 査証経伺（第600号）
- 文書22 査証経伺（第2045号）
- 文書23 査証経伺（第2064号）
- 文書24 査証経伺（第323号）
- 文書25 査証指示（第60791号）
- 文書26 査証経伺（第325号）
- 文書27 査証指示（第62761号）
- 文書28 査証経伺（ドミニカ（共）発第594号）
- 文書29 査証指示（第61613号）

- 文書 3 0 査証経伺 (第 2 2 1 3 号)
- 文書 3 1 査証経伺 (第 5 4 0 号)
- 文書 3 2 査証経伺 (第 2 2 9 4 号)
- 文書 3 3 査証経伺 (第 6 4 6 号)
- 文書 3 4 査証指示 (第 6 5 8 0 7 号)
- 文書 3 5 査証経伺 (第 7 2 5 号)
- 文書 3 6 査証経伺 (第 9 1 5 号)
- 文書 3 7 査証指示 (第 7 5 6 7 2 号)
- 文書 3 8 査証経伺 (第 2 6 1 2 号)

3 新たに開示すべき部分

- (1) 文書 3 ないし文書 5、文書 1 2、文書 1 4、文書 1 6、文書 1 9、文書 2 2、文書 2 3 及び文書 3 6 の公電本文の末尾 3 文字
- (2) 各査証申請書の様式部分
- (3) 別表 2 の番号 2 及び番号 3 に掲げる部分のうち、右上の機密区分

別表 1 (原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 1 ないし文書 3 8 (発信時刻及びパターン・コード)	現在外務省が使用している公電システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、公電の秘密保持に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、6 号
2 (※)	文書 1 ないし文書 1 2 (番号 1 以外の不開示部分)、文書 1 3 (番号 1 及び番号 2 以外の不開示部分)、文書 1 4 ないし文書 1 6 (番号 1 以外の不開示部分)、文書 1 7 (番号 1 及び番号 2 以外の不開示部分)、文書 1 8 ないし文書 2 4 (番号 1 以外の不開示部分)、文書 2 5 (番号 1 及び番号 2 以外の不開示部分)、文書 2 6 (番号 1 以外の不開示部分)、文書 2 7 (番号 1 及び番号 2 以外の不開示部分)、文書 2 8 (番号 1 以外の不開示部分)、文書 2 9 (番号 1 及び番号 2 以外の不開示部分)、文書 3 0 ないし文書 3 3 (番号 1 以外の不開示部分)、文書 3 4 (番号 1 及び番号 2 以外の不開示部分)、文書 3 5 (番号 1 以外の不開示部	特定の個人に関する査証審査の具体的な内容に係る情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 1 号、6 号

	分)、文書36(番号1以外の不開示部分)、文書37(番号1及び番号2以外の不開示部分)、文書38(番号1以外の不開示部分)		
3	文書13(1頁目主管、起案者、内線の欄)、文書17(1頁目主管、起案者、内線の欄)、文書25(1頁目主管、起案者、内線の欄)、文書27(1頁目主管、起案者、内線の欄)、文書29(1頁目主管、起案者、内線の欄)、文書34(1頁目主管、起案者、内線の欄)、文書37(1頁目主管、起案者、内線の欄)、	外国人課職員の氏名、内線番号であり、公にすることにより、査証審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条6号

※ 行政文書開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号2の「不開示とした部分」の欄で、文書13、文書17、文書25、文書27、文書29、文書34及び文書37につき、(番号1及び番号2の不開示部分)と記載されている点につき当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、(番号1及び番号3の不開示部分)の誤りであるとの説明であった。

別表 2 (本件不開示部分)

番号	本件不開示部分
1	<p>文書 1 (1 頁目)、文書 2 (1 頁目)、文書 3 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 4 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 5 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 6 (1 頁目)、文書 7 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 8 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 9 (1 頁目)、文書 10 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 11 (1 頁目)、文書 12 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 14 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 15 (1 頁目)、文書 16 (1 頁目ないし 3 頁目)、文書 18 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 19 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 20 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 21 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 22 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 23 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 24 (1 頁目)、文書 26 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 28 (1 頁目)、文書 30 (1 頁目)、文書 31 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 32 (1 頁目)、文書 33 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 35 (1 頁目)、文書 36 (1 頁目及び 2 頁目)、文書 38 (1 頁目及び 2 頁目)</p>
2	<p>文書 1 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 2 (2 頁目及び 3 頁目)、文書 3 (6 頁目及び 7 頁目)、文書 4 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 5 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 6 (2 頁目及び 3 頁目)、文書 7 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 8 (10 頁目及び 11 頁目)、文書 9 (2 頁目及び 3 頁目)、文書 10 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 11 (4 頁目及び 5 頁目)、文書 12 (4 頁目及び 5 頁目)、文書 14 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 15 (2 頁目及び 3 頁目)、文書 16 (6 頁目及び 7 頁目)、文書 18 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 19 (8 頁目及び 9 頁目)、文書 20 (4 頁目及び 5 頁目)、文書 21 (3 頁目、4 頁目、7 頁目及び 8 頁目)、文書 22 (8 頁目及び 9 頁目)、文書 23 (28 頁目及び 29 頁目)、文書 24 (2 頁目及び 3 頁目)、文書 26 (3 頁目、4 頁目、9 頁目、10 頁目、16 頁目及び 17 頁目)、文書 28 (2 頁目及び 3 頁目)、文書 30 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 31 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 32 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 33 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 35 (2 頁目及び 3 頁目)、文書 36 (3 頁目及び 4 頁目)、文書 38 (9 頁目及び 10 頁目)</p>
3	<p>文書 1 (5 頁目ないし 8 頁目)、文書 2 (4 頁目ないし 7 頁目)、文書 3 (3 頁目ないし 5 頁目及び 8 頁目ないし 12 頁目)、文書 4 (5 頁目ないし 18 頁目)、文書 5 (5 頁目ないし 10 頁目)、文書 6 (4 頁目ないし 7 頁目)、文書 7 (5 頁目ないし 9 頁目)、文書 8 (3 頁目ないし 9 頁目及び 12 頁目ないし 16 頁目)、文書 10 (5</p>

	<p>頁目ないし14頁目)、文書11(2頁目、3頁目及び6頁目ないし10頁目)、文書12(3頁目及び6頁目ないし11頁目)、文書14(5頁目ないし10頁目)、文書15(4頁目ないし9頁目)、文書16(4頁目、5頁目及び8頁目ないし11頁目)、文書18(5頁目ないし8頁目)、文書19(3頁目ないし7頁目及び10頁目ないし14頁目)、文書20(3頁目及び6頁目ないし15頁目)、文書21(5頁目、6頁目及び9頁目ないし12頁目)、文書22(3頁目ないし7頁目及び10頁目ないし23頁目)、文書23(3頁目ないし27頁目及び30頁目)、文書24(4頁目ないし7頁目)、文書26(5頁目ないし8頁目、11頁目ないし15頁目及び18頁目ないし22頁目)、文書28(4頁目ないし7頁目)、文書30(2頁目及び5頁目ないし13頁目)、文書31(5頁目ないし10頁目)、文書32(2頁目、5頁目及び6頁目)、文書33(5頁目ないし10頁目)、文書35(4頁目ないし8頁目)、文書36(5頁目ないし9頁目)、文書38(3頁目ないし8頁目、11頁目ないし19頁目)</p>
4	<p>文書13、文書17、文書25、文書27、文書29、文書34、文書37</p>